

第 8 回

奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会

日 時：平成 19 年 3 月 28 日（水）

午後 6：00～

場 所：庁舎北棟 5 階 第 21 会議室

次 第

開 会

1. 部長挨拶

2. 議 事

(1) 第 7 回策定委員会議事録概要版の確認

(2) ごみ焼却施設の候補地選定について

(3) 今後の開催日程について

閉 会

(事前配布資料一覧)

資料 1 3 第 7 回策定委員会開催概要及び議事録概要版

資料 1 4 ごみ焼却施設の候補地選定について (素案)

1. 狭域候補地区の選定

2. 三次選定に係る評価項目案

資料 1 5 ごみ焼却施設等の整備計画概要について

参考資料

参考資料 1 平成 1 7 年度 ごみ・再生資源搬入量

参考資料 2 平成 1 7 年度 環境清美工場へのごみ搬入車両台数実績

《 策定委員会の開催概要 》

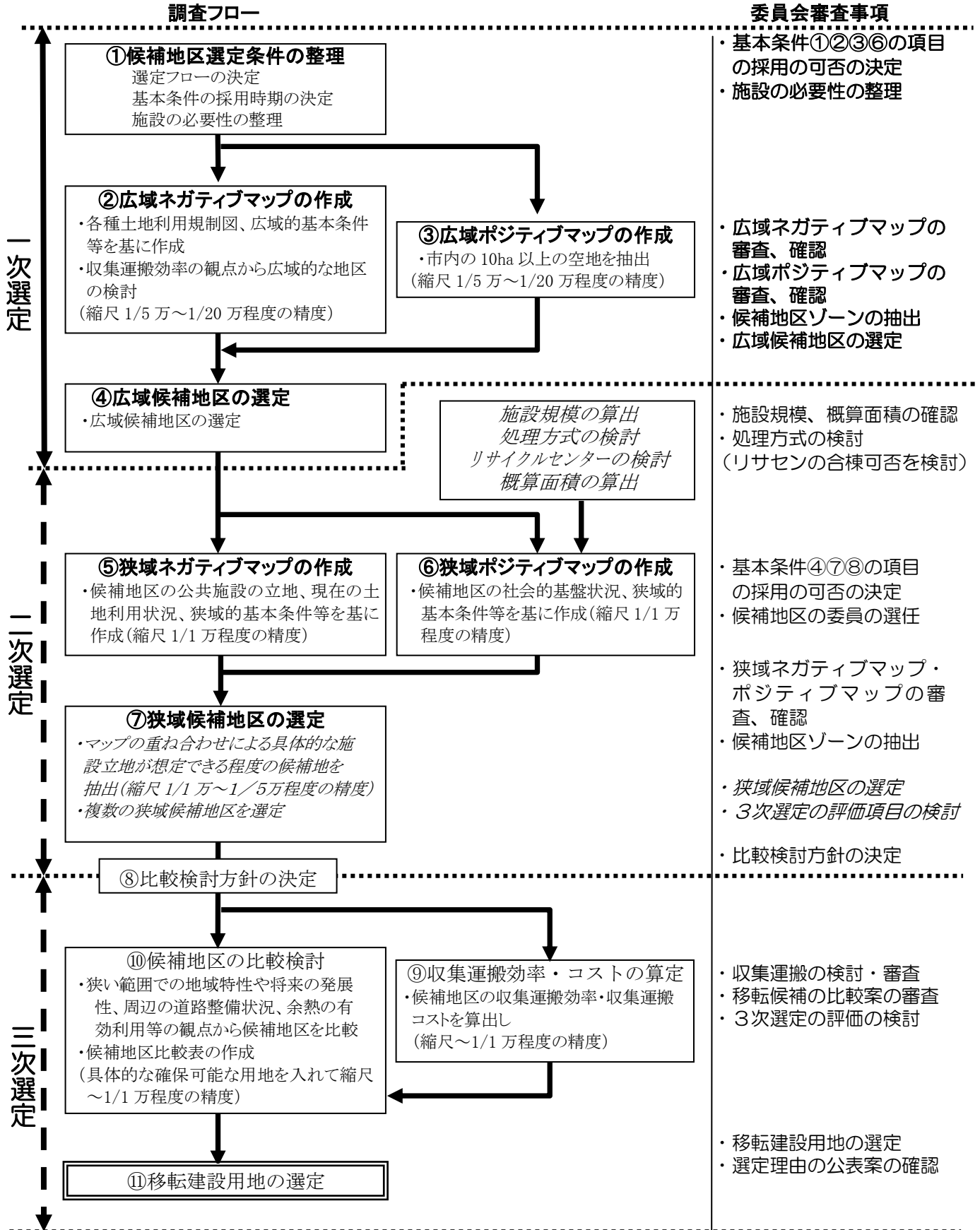
- ・ 第 8 回策定委員会開催概要及び議事録概要版

ごみ焼却施設の候補地選定について（素案）

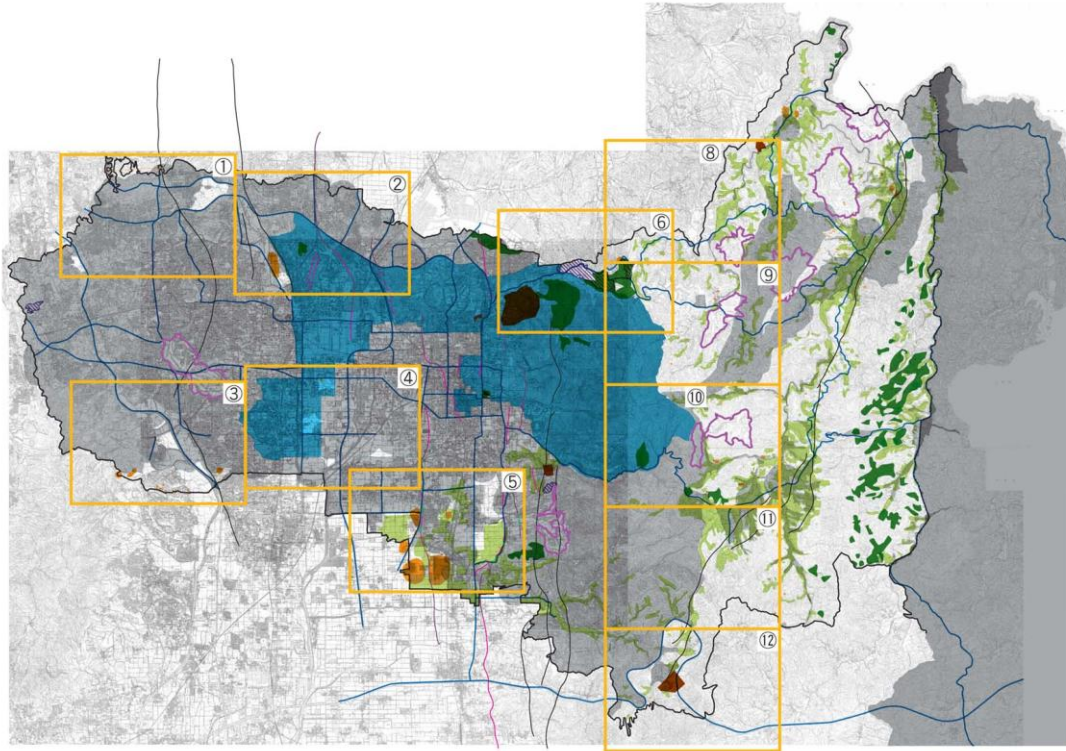
1. 狭域候補地区の選定

・調査フロー（案）

（太字がこれまでの審査の事項、斜字が今回の審査事項）

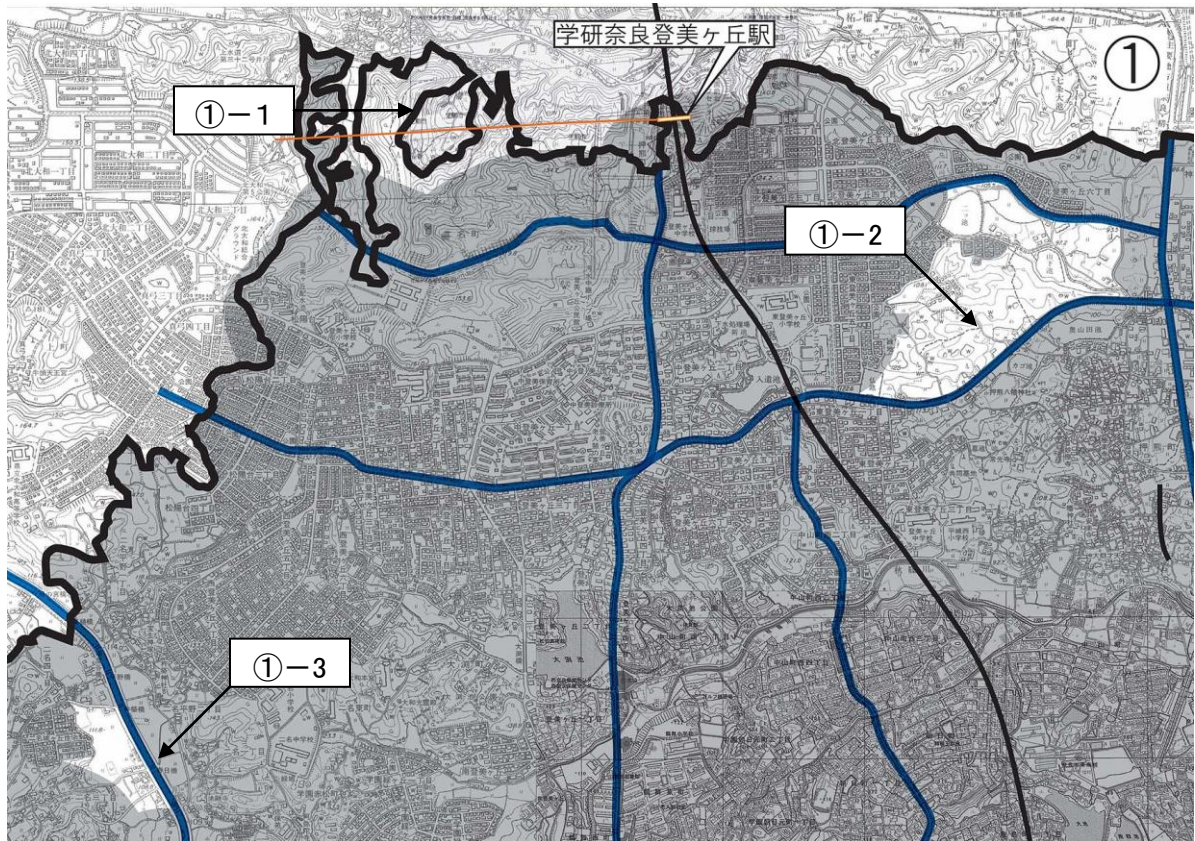


狭域候補地区割図及び凡例



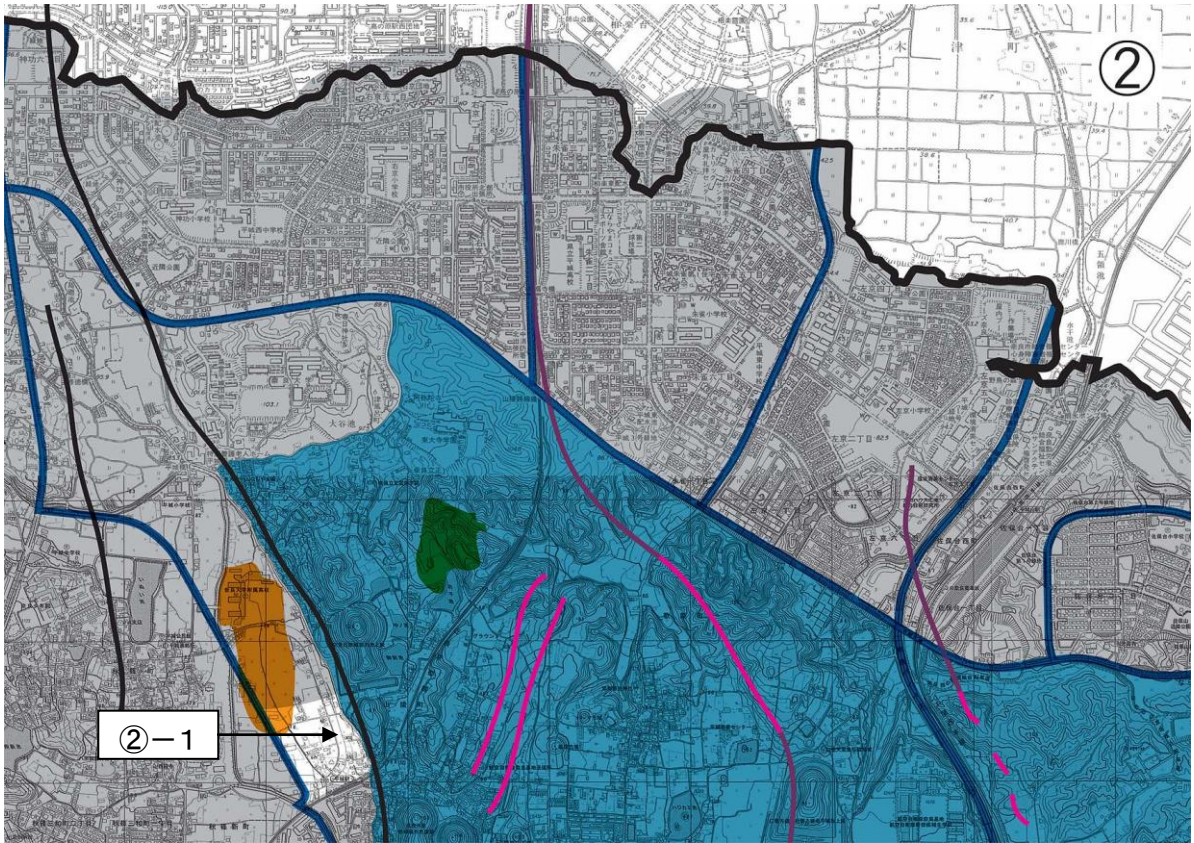
凡 例	
■	広域候補地の選定マップにおける除外範囲 〔第6回策定委員会資料「広域候補地の選定マップ(案)(図面6)」を参照〕
	①300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件(住宅地群を除く)
	②自然環境を保全するための、自然公園地域、風致地区内、環境保全地区等
	③10ha 以上の空地が確保出来ない区域 ④他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している)する 10ha 以上の空地
■	世界遺産におけるバッファゾーン、ハーモニーゾーン に指定されている区域
■	文化財
■	地すべり防止区域
■	急傾斜地崩落危険区域
■	農業振興地域界の農振農用地
■	保安林
—	活断層
—	国道、県道、都市計画道路等で、2車線以上の道路で、かつ、大型車両が通行可能な道
□	ゴルフ場

注) 土地利用関係における規制等の詳細については、それぞれの担当行政機関にお問い合わせ願います。



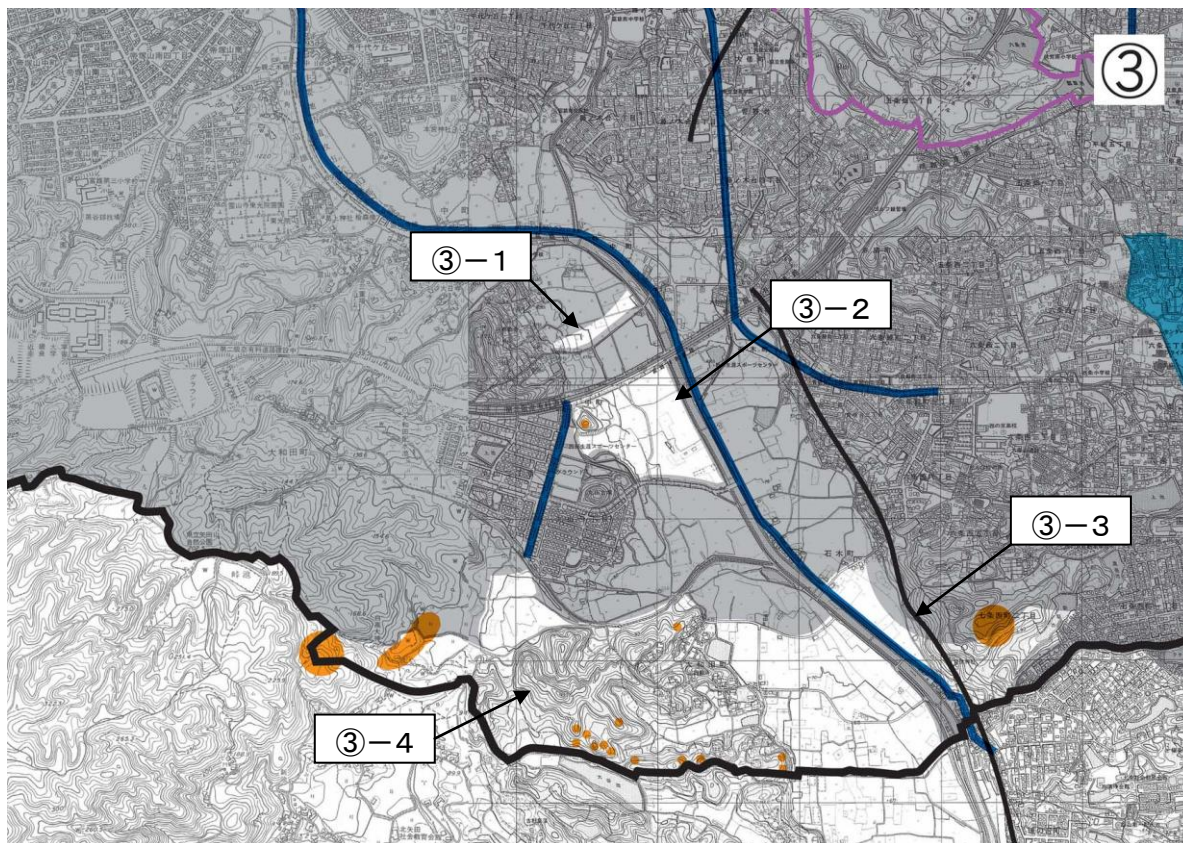
①-1	東側	● 市境界線
	西側	● 市境界線
	南側	● 300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
	北側	● 市境界線
①-2	東側	● 10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	西側	● 10ha 以上の空地が確保出来ない区域 ● 300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く） ● 活断層
	南側	● 10ha 以上の空地が確保出来ない区域 ● 他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している) する 10ha 以上の空地 ● 道路界
	北側	● 10ha 以上の空地が確保出来ない区域 ● 道路界
①-3	東側	● 他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している) する 10ha 以上の空地 ● 道路界
	西側	● 10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	南側	● 300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
	北側	● 他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している) する 10ha 以上の空地

	空地面積	空地の現況
①-1	10.76ha	空地の中を京阪奈線が横断している。 学研奈良登美ヶ丘駅車両基地がある。 大部分が傾斜地であり、また敷地形状がよくない。
①-2	36.04ha	住宅地開発としての土地利用が進みつつある。
①-3	6.59ha	10ha の空地が確保できない。



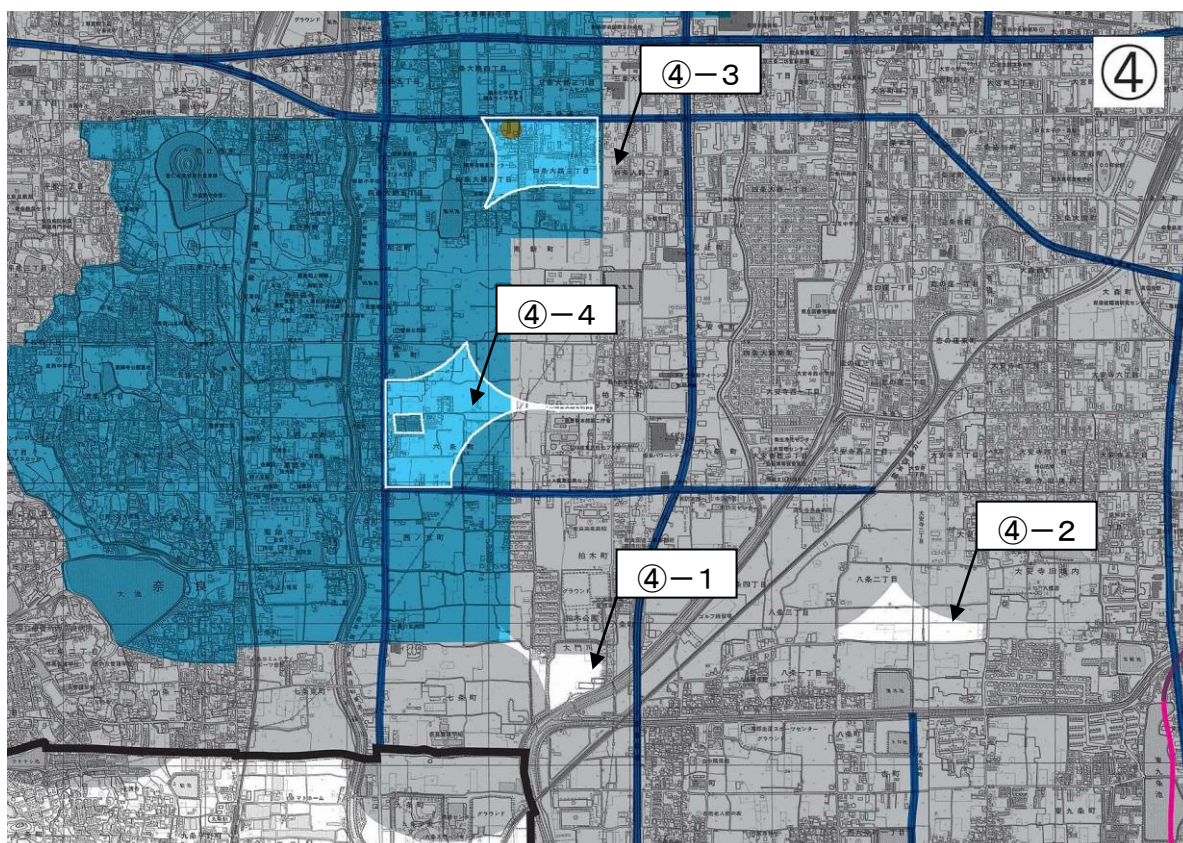
②-1	東側	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界遺産におけるバッファゾーン、ハーモニーゾーンに指定されている区域 ● 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等 ● 活断層
	西側	<ul style="list-style-type: none"> ● 10ha 以上の空地が確保出来ない区域 ● 文化財
	南側	<ul style="list-style-type: none"> ● 10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	北側	<ul style="list-style-type: none"> ● 300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く） ● 文化財

	空地面積	空地の現況
②-1	7.74 ha	10 ha の空地が確保できない。 南側に平城駅があり、将来は、駅前地域としての土地利用が想定される。



③-1	東側	• 10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	西側	• 他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している)する 10ha 以上の空地
	南側	• 10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	北側	• 300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
③-2	東側	• 10ha 以上の空地が確保出来ない区域 • 道路界
	西側	• 10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	南側	• 10ha 以上の空地が確保出来ない区域 • 道路界
	北側	• 10ha 以上の空地が確保出来ない区域 • 道路界
③-3	東側	• 10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	西側	• 10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	南側	• 市境界線
	北側	• 300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く） • 文化財
③-4	東側	• 10ha 以上の空地が確保出来ない区域 • 道路界
	西側	• 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等 • 文化財
	南側	• 市境界線 • 文化財
	北側	• 10ha 以上の空地が確保出来ない区域 • 文化財 • 他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している)する 10ha 以上の空地 • 300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く） • 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
	空地内	• 文化財

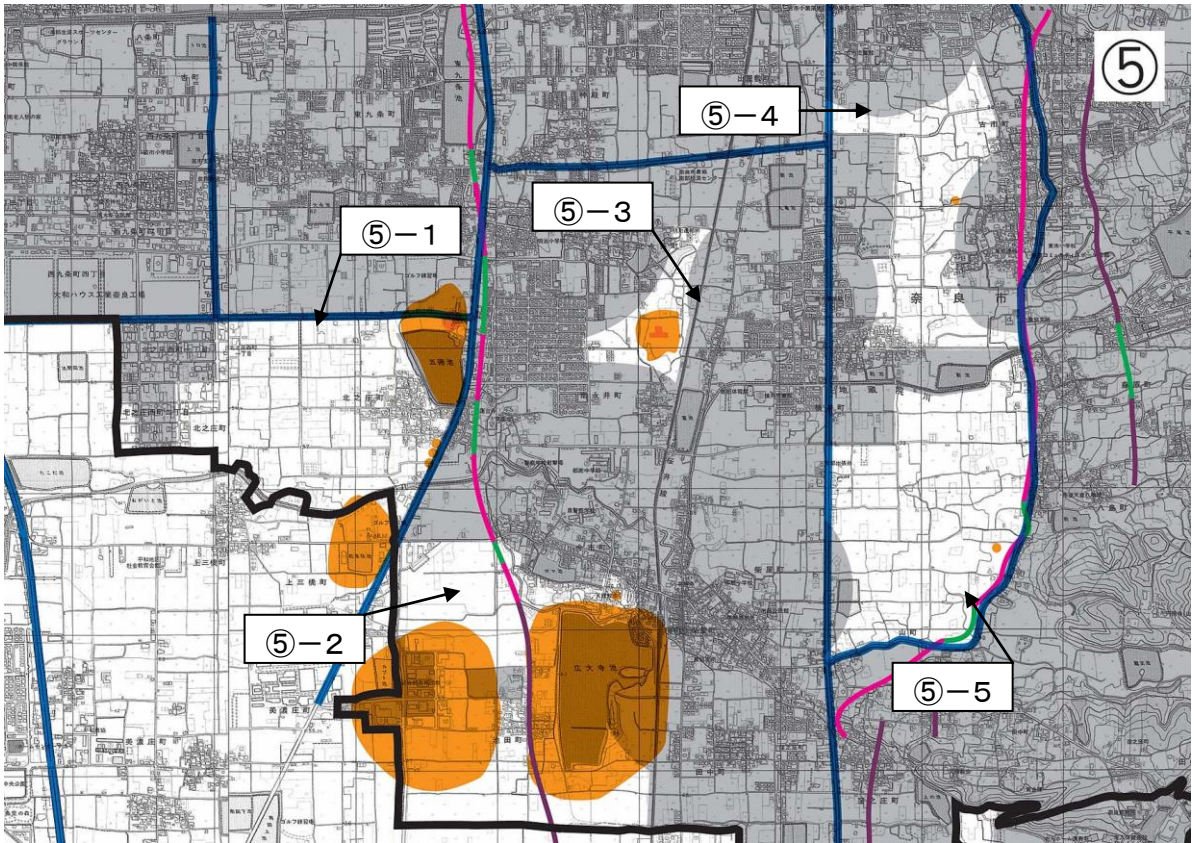
	空地面積	空地の現況
③-1	1. 56ha	10ha の空地が確保できない。
③-2	13. 43ha	
③-3	12. 80ha	空地の東側が傾斜地であり、大規模な造成が必要。また、空地形状から整備に制約が生じる。
③-4	84. 92ha	



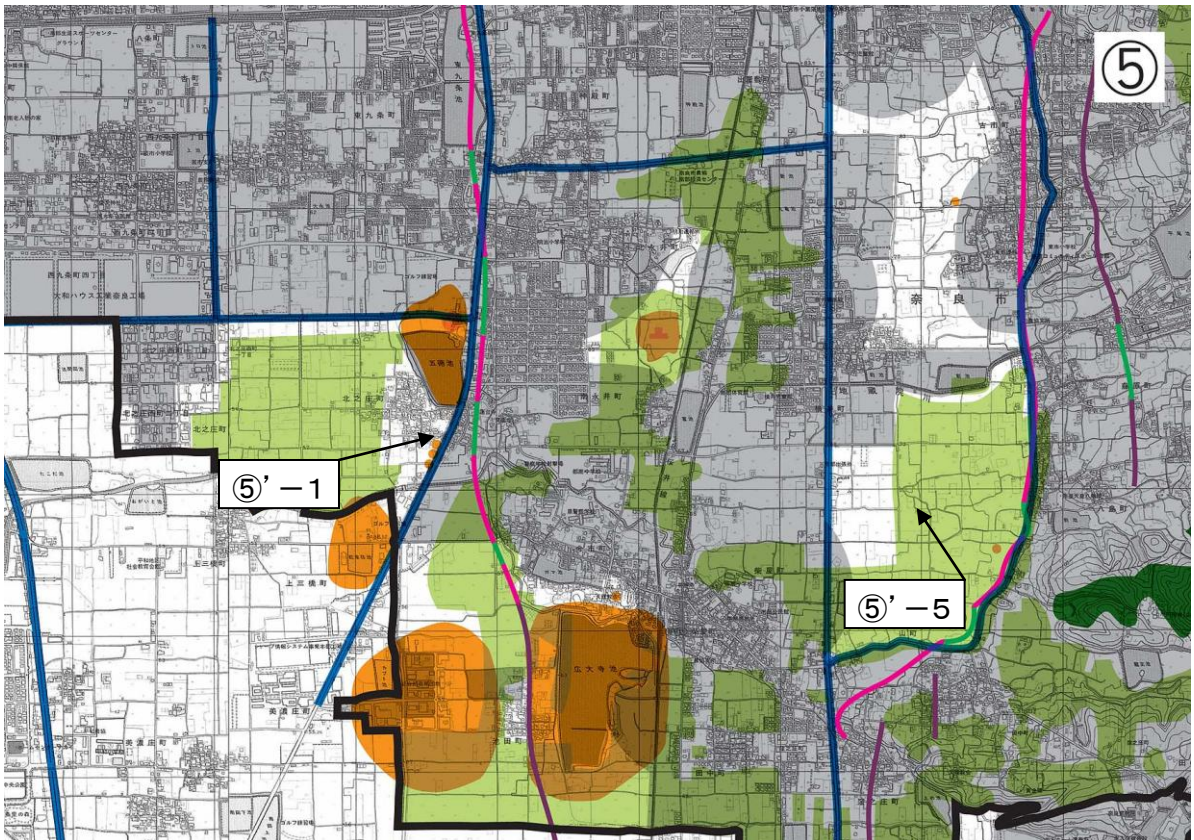
④-1	東側	● 10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	西側	● 300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
	南側	● 10ha 以上の空地が確保出来ない区域 ● 河川界
	北側	● 10ha 以上の空地が確保出来ない区域 ● 300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
④-2	東側	● 他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している) する 10ha 以上の空地
	西側	● 10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	南側	● 他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している) する 10ha 以上の空地
	北側	● 300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）

④-3、④-4 の区域については、ほぼ全域が世界遺産におけるバッファゾーン、ハーモニーゾーンに指定されている区域であることから、除外区域として整理しました。

	空地面積	空地の現況
④-1	3.93ha	10ha の空地が確保できない。
④-2	5.81ha	10ha の空地が確保できない。

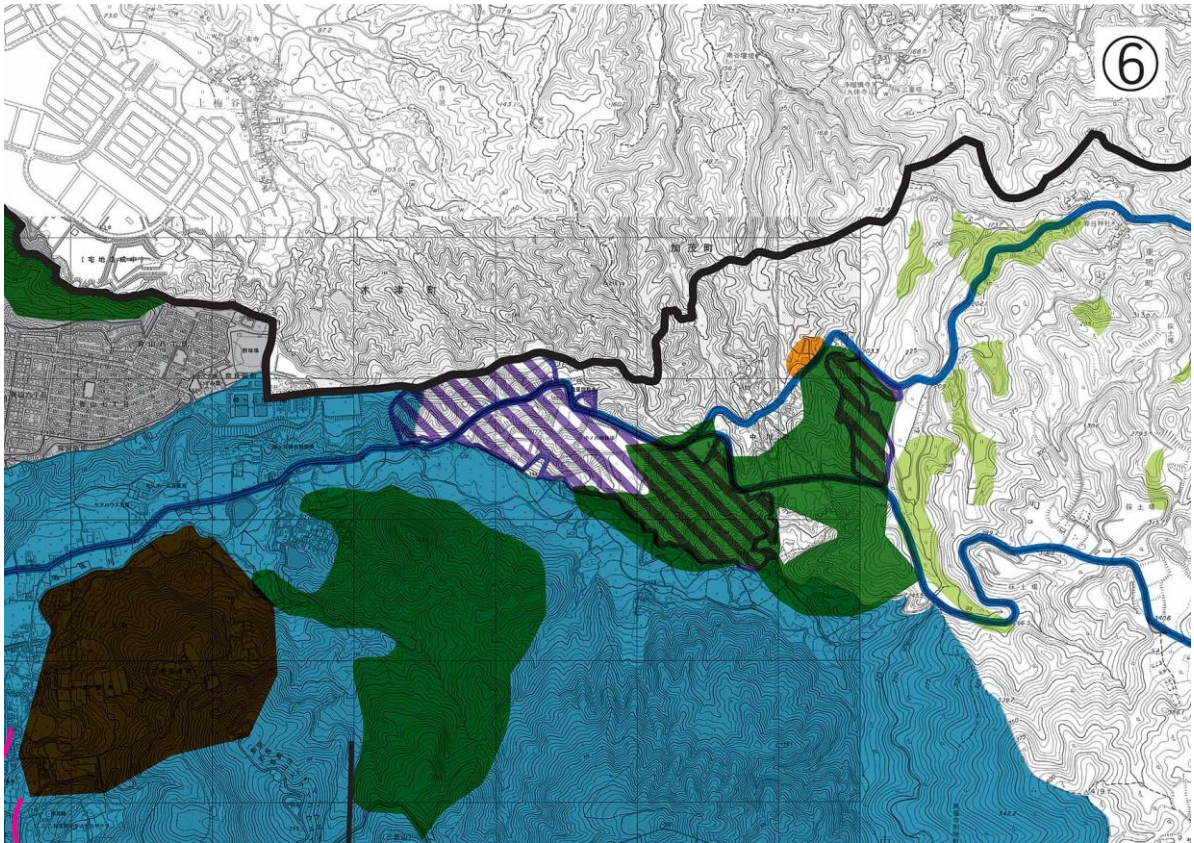


農振農用地と保安林を加えた場合




⑤-1	東側	<ul style="list-style-type: none"> 10ha以上の空地が確保出来ない区域 道路界 文化財
	西側	<ul style="list-style-type: none"> 10ha以上の空地が確保出来ない区域
	南側	<ul style="list-style-type: none"> 市境界線
	北側	<ul style="list-style-type: none"> 10ha以上の空地が確保出来ない区域 道路界
⑤-2	東側	<ul style="list-style-type: none"> 10ha以上の空地が確保出来ない区域 300m以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
	西側	<ul style="list-style-type: none"> 市境界線 10ha以上の空地が確保出来ない区域
	南側	<ul style="list-style-type: none"> 市境界線
	北側	<ul style="list-style-type: none"> 10ha以上の空地が確保出来ない区域 他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している)する10ha以上の空地 300m以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
	空地内	<ul style="list-style-type: none"> 文化財
⑤-3	東側	<ul style="list-style-type: none"> 10ha以上の空地が確保出来ない区域 鉄道界 300m以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
	西側	<ul style="list-style-type: none"> 300m以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く） 10ha以上の空地が確保出来ない区域
	南側	<ul style="list-style-type: none"> 300m以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
	北側	<ul style="list-style-type: none"> 他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している)する10ha以上の空地
	空地内	<ul style="list-style-type: none"> 文化財
⑤-4	東側	<ul style="list-style-type: none"> 300m以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く） 10ha以上の空地が確保出来ない区域 文化財
	西側	<ul style="list-style-type: none"> 300m以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く） 10ha以上の空地が確保出来ない区域
	南側	<ul style="list-style-type: none"> 300m以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く） 10ha以上の空地が確保出来ない区域
	北側	<ul style="list-style-type: none"> 300m以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
⑤-5	東側	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等 活断層 文化財
	西側	<ul style="list-style-type: none"> 10ha以上の空地が確保出来ない区域 道路界 300m以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
	南側	<ul style="list-style-type: none"> 10ha以上の空地が確保出来ない区域 活断層
	北側	<ul style="list-style-type: none"> 10ha以上の空地が確保出来ない区域

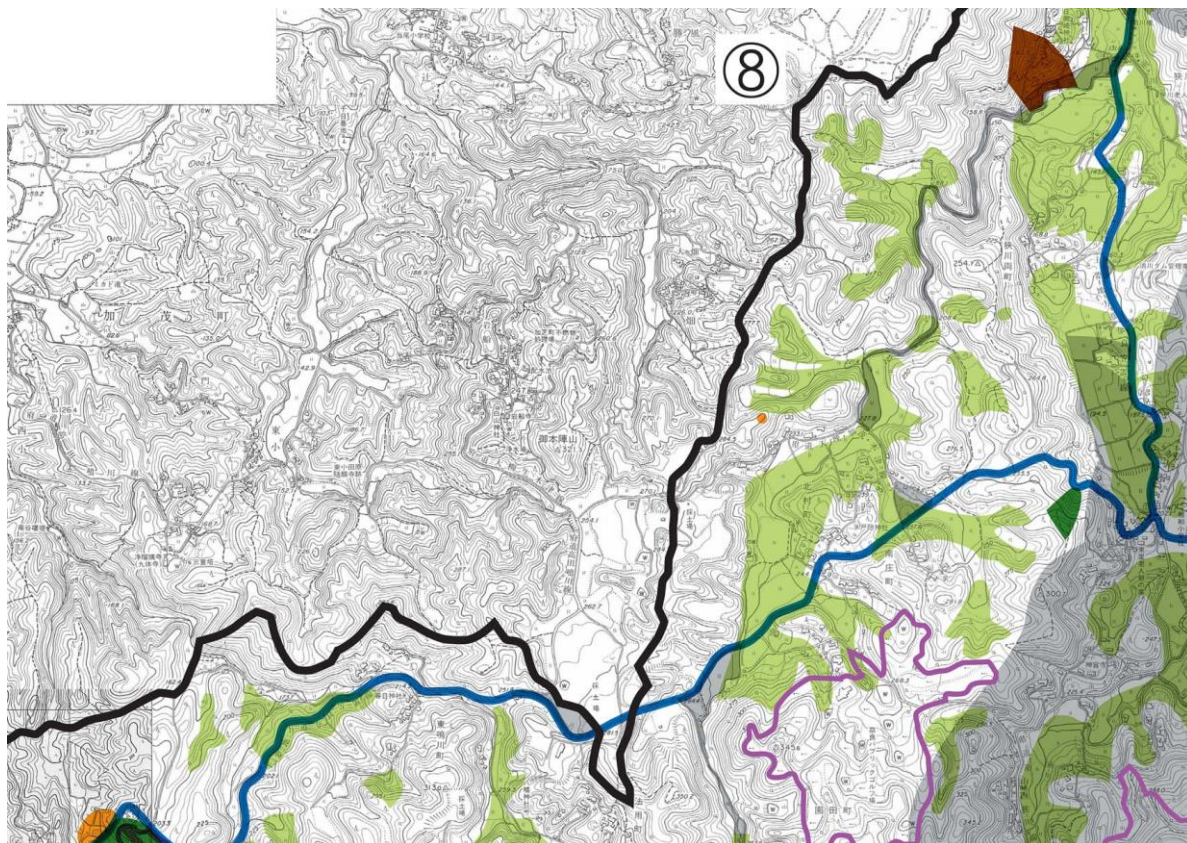
	空地面積	空地の現況
⑤-1	48.46ha	
⑤'-1	4.79ha	10haの空地が確保できない。 住宅地が密集している。
⑤-2	34.03ha	文化財が広範囲にわたっており、大部分がこれと農振農用地で占められている。
⑤-3	7.60ha	10haの空地が確保できない。 中心に文化財があり、用地確保が困難である。
⑤-4	30.92ha	
⑤-5	54.44ha	
⑤'-5	9.49ha	10haの空地が確保できない。ただし、平地であり配置の工夫により対応可能と考えられる。



(公有地、農振農用地、保安林を含む)

東側	<ul style="list-style-type: none"> 別紙区域図⑧⑨参照
西側	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産におけるバッファゾーン、ハーモニーゾーンに指定されている区域 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
南側	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
北側	<ul style="list-style-type: none"> 市境界線
空地内	<ul style="list-style-type: none"> 農振農用地、保安林、文化財
	<ul style="list-style-type: none"> 市・公社の保有地

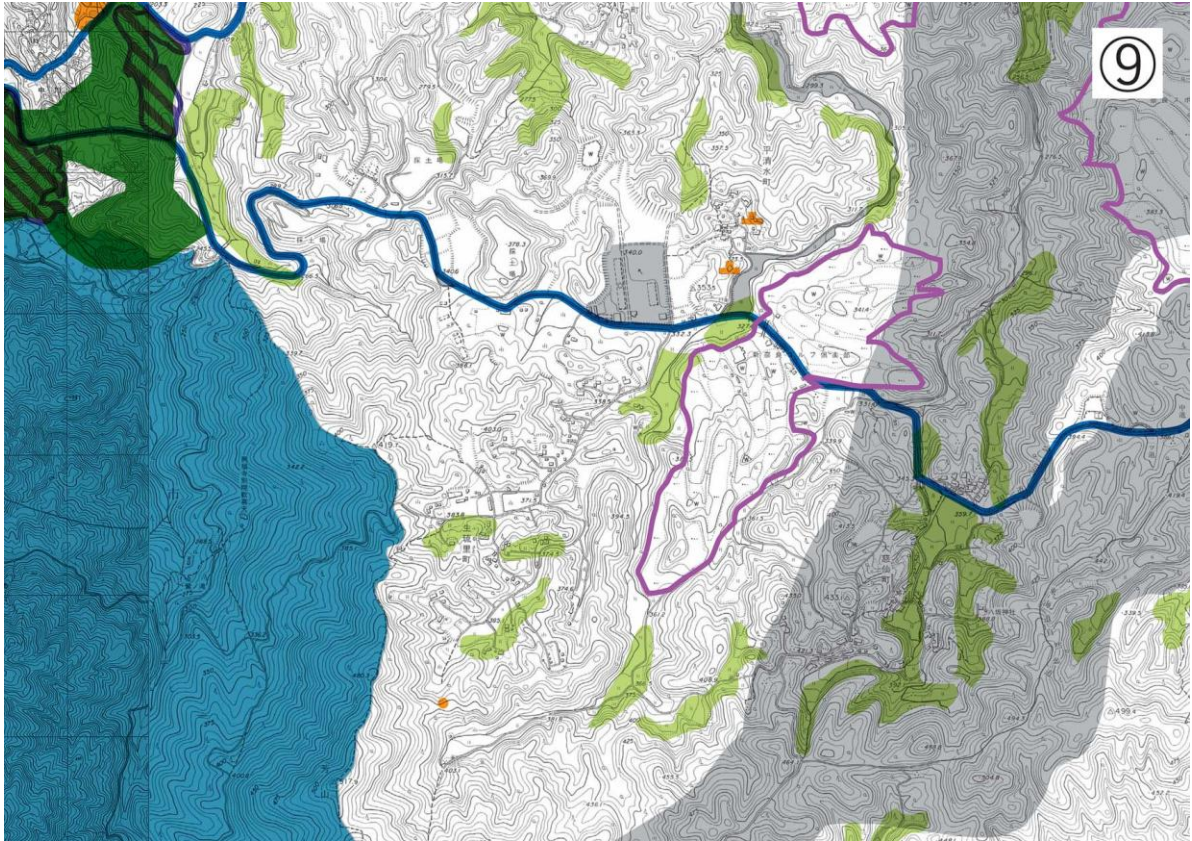
空地面積： ⑥ 10ha 以上の確保が十分に可能。ただし、大部分が傾斜地であり、整備にあたっての造成を要する。



(公有地、農振農用地、保安林、ゴルフ場を含む)

東側	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
西側	<ul style="list-style-type: none"> ●
南側	<ul style="list-style-type: none"> ●
北側	<ul style="list-style-type: none"> ● 市境界線
空地内	<ul style="list-style-type: none"> ● 農振農用地 ● 地すべり防止区域 ● 保安林 ● 文化財 ● ゴルフ場

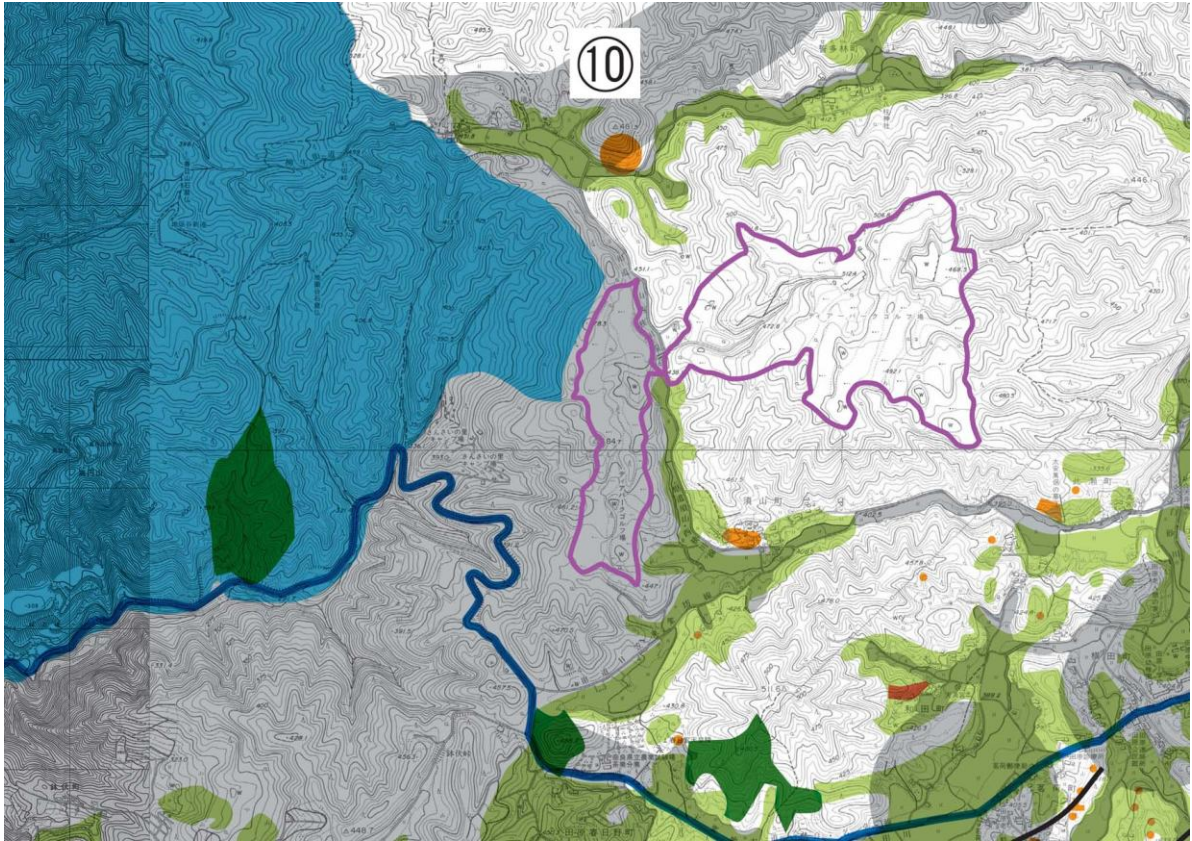
空地面積：⑧ 10ha 以上の確保が十分に可能。ただし、大部分が傾斜地であり、整備にあたっての造成を要する。



(公有地、農振農用地、保安林、ゴルフ場を含む)

東側	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
西側	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界遺産におけるバッファゾーン、ハーモニーゾーンに指定されている区域 ● 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
南側	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
北側	<ul style="list-style-type: none"> ●
空地内	<ul style="list-style-type: none"> ● 農振農用地、保安林 ● 文化財 ● ゴルフ場

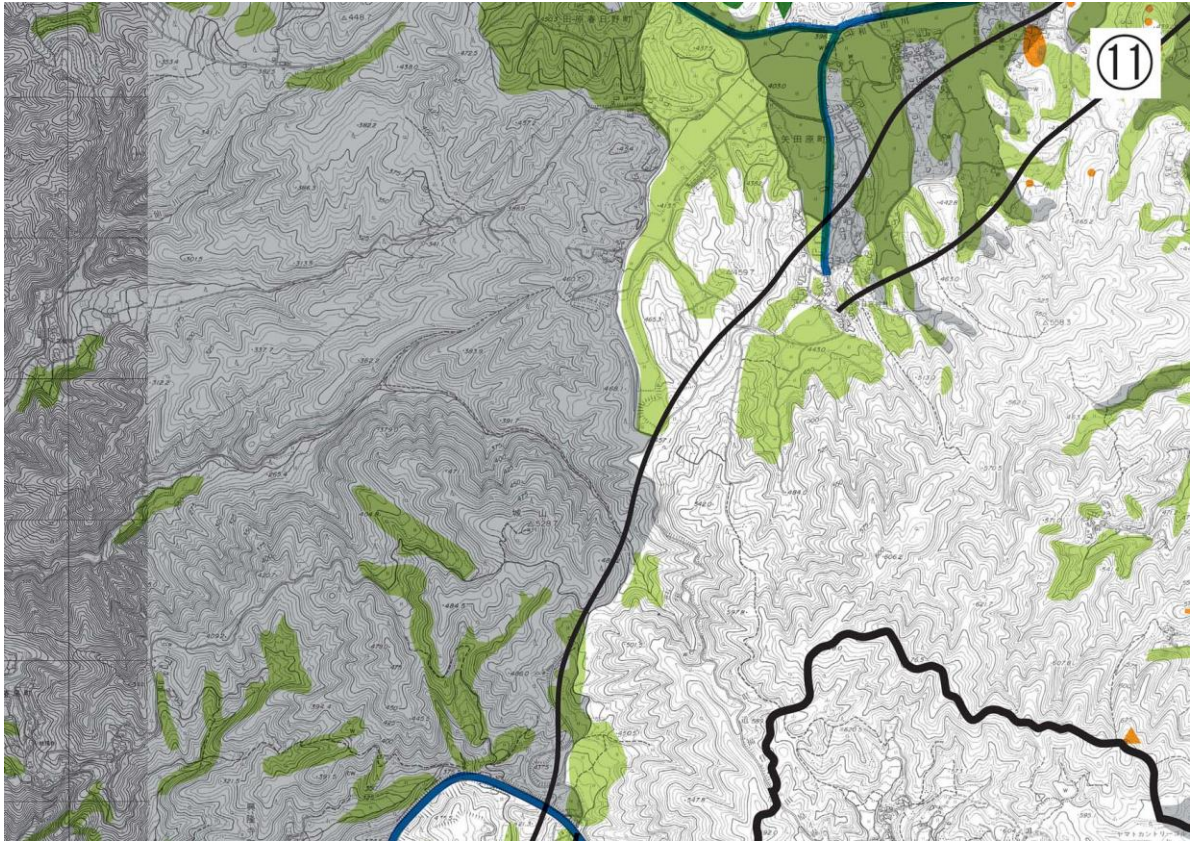
空地面積： ⑨ 10ha 以上の確保が十分に可能。ただし、大部分が傾斜地であり、整備にあたっての造成を要する。



(農振農用地、保安林、ゴルフ場を含む)

東側	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
西側	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等 ● 文化財
南側	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
北側	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
空地内	<ul style="list-style-type: none"> ● 農振農用地、保安林、文化財、ゴルフ場

空地面積： ⑩ 10ha 以上の確保が十分に可能。ただし、大部分が傾斜地であり、整備にあたっての造成を要する。



(農振農用地を含む)

東側	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
西側	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
南側	<ul style="list-style-type: none"> ● 市境界線
北側	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等 ● 他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している)する 10ha 以上の空地
空地内	<ul style="list-style-type: none"> ● 活断層 ● 文化財 ● 農振農用地

空地面積： ⑪ 10ha 以上の確保が十分に可能。ただし、大部分が傾斜地であり、整備にあたっての造成を要する。



農振農用地を含む)

東側	<ul style="list-style-type: none"> ● 市境界線
西側	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
南側	<ul style="list-style-type: none"> ● 市境界線
北側	<ul style="list-style-type: none"> ●
空地内	<ul style="list-style-type: none"> ● 地すべり防止区域 ● 農振農用地 ● 活断層 ● 文化財

空地面積： ⑫ 10ha 以上の確保が十分に可能。ただし、大部分が傾斜地であり、整備にあたっての造成を要する。

2. 三次選定に係る評価項目案

1) 近隣住民の合意

- ・ 地元合意の有無
- ・ 地域還元施設

2) 用地取得の可能性、難易度

- ・ 候補地の管理主体について
- ・ 土地の権利について
- ・ 現在の利用状況について
- ・ 誘致の有無

3) 用地形状

- ・ 建設が可能であるか
- ・ 大規模な造成および擁壁等の必要性について
- ・ 長い搬入道路等の接道の必要性について

4) 実施スケジュール

- ・ 上記各項目との関連から可能となる建設スケジュール
(大規模な擁壁等の工事、長い搬入道路の取付工事等、施設本体以外に工期に影響を与える工事の有無)
(特別高圧電力(鉄塔)等、本用地確保以外に用地確保に条件等の少ない用地)

5) 収集・運搬、その他に係るコスト

- ・ 収集・運搬にかかるコスト
- ・ 特別高圧受電に係るコスト
- ・ その他インフラ整備に係るコスト

第 8 回委員会	
開催概要	H19. 3. 28

第 8 回策定委員会開催概要及び議事録概要版

件 名	第 8 回 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会	
日 時	平成19年 3 月28日 (水) 18 : 00～20 : 05	
場 所	奈良市庁舎北棟 5 階 第21会議室	
出席者	委 員	今井範子、岡本志郎、片山信行、木内喜久子、郡篤孝、國領弘治、阪本昌彦、佐藤真理、竹内寛、田中啓義、田中幹夫、坊忠一、三浦教次、元島満義、森住明弘、山口裕司、吉岡正志、吉田隆一、渡邊信久
	事務局	豊田部長、大福参事、北林参事、中村課長、堀内工場長、吉住主幹、松本補佐、田中補佐、平木主任
	コンサル	館田剛志、大木雄介、下村由次郎
記録作成者	奈良市施設課	
配布資料	資料13 第 7 回策定委員会開催概要及び議事録概要版 資料14 ごみ焼却施設の候補地選定について (素案) 1. 狭域候補地区の選定 2. 三次選定に係る評価項目案 資料15 ごみ焼却施設等の整備計画概要について	
会 議 内 容		
1. 部長挨拶 2. 議 事 (1) 第 7 回策定委員会議事録概要版の確認 (2) ごみ焼却施設の候補地選定について (3) 今後の開催日程について 閉 会		

	意見要約内容
事務局(田中)	● 本日は奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会の第8回目の会合になってございます。なお、前迫委員それから安田委員におかれましては所用のためご欠席ということで事務局の方にご連絡頂いております。
豊田部長	1. 部長挨拶
事務局(田中)	● 「4月1日付の人事異動による職員の紹介。」 本日の出席状況でございますが、現在のところ委員総数21名の内15名の方のご出席を頂いており、本日の委員会は成立致しております。
郡寫委員長	2. 議事 (1) 第7回策定委員会議事録概要版の確認 ● 過日急な上海出張がございまして、皆さん方にご迷惑をかけました。また渡邊委員には委員長代理として私の代わりにを務めて頂いて厚く御礼申し上げます。 只今より第8回奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会を開催したいと思っております。
事務局(松本) 郡寫委員長	● 「資料確認」 ● 議事の1は、第7回策定委員会の議事録概要版について、訂正箇所がありましたら、事務局の方へ申し入れて頂いていると思っておりますけれども、いかがでしょうか。
事務局(田中) 郡寫委員長	● 現在のところ、頂いておりません。 ● 特に訂正箇所がないということでございますけれども、確認させて頂いてよろしゅうございますでしょうか。承認頂いたものとさせていただきます。
事務局(吉住)	(2) ごみ焼却施設の候補地選定について(資料14) ● 「フロー図の説明。」 前回の移転候補地選定につきましては⑤番の狭域ネガティブマップの作成並びに⑥番の狭域ポジティブマップの作成を終え、今回は⑦番の狭域候補地の選定における候補地の抽出作業に入っています。今回の資料は、白い色の部分の条件整理を行って簡単な抽出リストを作成し、整理した内容を説明します。また、規模の関係で概算面積、10ヘクタールが必要な面積算定について資料15で説明します。 「狭域候補地区の説明。」 前回までは17番までの区割り図により検討を進めてきましたが、東側の部分についての7番と13番、14番、15番、16番、17番につきましては、

<p>郡寫委員長</p>	<p>とりあえず除外して検討を進めていくことで決まりましたので、今回は除外された場所の地図は作成しておりません。</p> <p>「地図番号①④⑤⑥⑨についてパワーポイントにより説明。」</p> <p>「2番の三次選定に係る評価項目案について説明。」</p>
<p>田中(啓)委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 一つは第二次選定として皆さん方にご議論頂いたものを地図上にプロットして確認をして頂くという、それから二次選定が終わったあと、今度三次選定に進むに従って、事務局として考えられる評価項目についての案を提出させて頂いてます。また追加事項であるとか、さらにもれてる所、議論を頂きたいと思います。まずは二次選定の候補地の選定について、これである程度二次選定の候補地としてよろしいかどうか、ご議論を頂きたいと思います。
<p>事務局(吉住)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 一つは例えば③-2の南側、③-4の北側も10ヘクタール以上の空き地が確保できない区域になっている。こういう理由によって、元の図を見ると10ヘクタール以上の空き地が確保できないためだけの理由でグレーが塗られている部分がある。それは白い部分と合わせて考えれば10ヘクタール以上の確保になると思いますね。必ずしもグレーだからといって、グレーのところだけを見たら10ヘクタール以上は確保できないけども、白と合わせることで10ヘクタール以上確保できる部分は必ず出てくるようなので、もうちょっと柔軟に考えられる部分が出てくるのではないかとというのが一点です。第2点、二次選定か三次選定かどちらの問題かということになるかと思うのですが、前回の議事録の中で、住宅地群に近接しているところは、除外すべきだということで、狭域マップのところでも検討します。今まで議論してきたんですが、住宅地群という定義をどうするか、近接という表現をどうするのかっていうことが非常に難しいので、整理した図面で提示したいと言っていたが、今回の図面の中は、住宅地群に近接しているかどうかという観点は入ってないんです。これを三次選定に落とすのであれば、評価項目の中では当然問題にしなきゃいけないし、住宅地群をどういう形で、表していくかということについては検討が必要だと思います。
<p>田中(啓)委員 事務局(吉住) 田中(啓)委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 1点目の10ヘクタールの条件は、10ヘクタールの確保の仕方として道路界を基本に検討させて頂いておりまして、奈良市全域を道路界という形で空地の整理をさせて頂いた経緯がございます。狭い道路で対処できるということで、ご指摘があった場所については、もう少し詳細な図面の中で、市道の変更に対応できるか、検討していかなければならない内容とは考えています。 ● 地蔵院川の南、ここら辺が意味が判らない。 ● 次回改めて整理させていただきます。 ● 白いところに近接しているグレーのところは、少し東西南北に広げてもいいところはいくつか出てくるのではないかなと思いました。

事務局(吉住)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2点目の住宅地群の整理については、今回は抽出場所をリスト表で整理してほしいという意見が出ておりましたので、それをメインに資料の作成をさせて頂いた経緯がございます。この資料を見て、どうしても候補地には該当しにくいところが出てくれば、次回改めて1万分の1の地図をお示しさせて頂き、住宅地の部分を赤く塗って表示できる形で、検討頂やすい資料を作成したいと考えております。
佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 非常によく整理して頂いたと思うんですが、飛ばさずに是非全部ご説明頂けたらと思います。
事務局(吉住)	<ul style="list-style-type: none"> ● 再度改めてご説明させて頂きます。 (地図番号②番、③番、⑧番、⑩番、⑪番、⑫番について説明。)
佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 今日出して頂いたものを見ますと、①～⑤までのところで枝番がついてますので、それを一つずつ、仮に候補とすると16箇所。⑥も1箇所、⑧、⑨、⑩、⑪も1箇所とカウントしても、22箇所ということになるので、まだちょっと多すぎるような感じがするんです。それで進め方なんですけど、一番最初のときに、候補地とされたところから、委員さんを来て頂く必要もあるだろうというお話もあった訳ですが、あまりにも多すぎるので、やはり我々委員の方も、現地に足を運んで、適宜2、3人位ずつ、次回期日までに現地を見せてもらう。我々の方は独自で行かせてもらおうかなと思っております。多くの委員さんが現地を見た上で、次回位にはもう少し、絞り込みをして、検討対象とする地域をもう少し絞った段階で、その地域の方々にご意見をお聞きするというような作業があるのでは。併せて、公募ということも平行して、進めていく必要があるのではないのかなと思います。
郡寫委員長	<ul style="list-style-type: none"> ● 今の佐藤委員のご意見というのは22箇所というのは多すぎると、それと机上で一生懸命検査したものであって、実感的なものが判らないと。従って、具体的なところを考えていくべきじゃないか。その中で地元のご意見等を頂きながら、その次に地元の方々の委員を入れた形の三次選定へ進んでいったらどうかというご意見でございます。私自身でちょっとお計りをさせて頂きたいと思いますが、ある意味では次第に絞られれば絞られるほど、風評がかなりでできますし、かなりの部分が誤解もありますし、なかなか難しい作業になってくると思います。そういう面からいいますと、我々が二次選定の中で、候補地選定の条件により、場所の絞り込みを検討しているということを奈良市全体の市民の方に広報していくということと、それから2番目に二次選定が終わった段階で、実感的なものを含めて、中間報告という形で、奈良市市民の皆さん方に広報する必要があるだろうと思いますので、そういう形の作業の方をさせて頂きながら、第三次の項目を決めて頂き、そういうところから選ばれた方々を、どうやって入れていくかというご議論をして頂けるというようなプロセスを考えてみてはどうかと、考えておる訳です。22箇所から、もう少し絞ると、いよいようちにきたのかと、構えられる方もいら

<p>森住委員</p>	<p>っしゃいます。それぞれの事情を考えないでというような形にもなると思いますので、そういうところも見ていくという形は必要だろうと思います。</p> <p>もう一つ重要な問題は、他の先進地域を見てみようということがあった訳ですけども、それはまだまだ、合意を得る為に必要な人達を入れてからじゃないと、中々できないだろうと思います。候補地の現地見学はある程度手分けをして、見に行くという形を、一つ入れてはどうかという気はします。いい案がありましたら、教えて頂けたらと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 選定して頂いた中で更に精査して、もっと絞りこんだ方がいいと思います。 <p>地形から見まして、明らかに空地が多いにもかかわらず、そこが除外されているのは、道路境界を元にしたことは、よく判ったんですが、道路境界は一つの基準であって、それは絶対条件にしない方がいいと思います。もう一つは、取り敢えず10ヘクタール以上のところからまず選定してみて、それでダメだったら10ヘクタール未満までいくのか、アバウトで10ヘクタールか、ある程度議論をして、22からもうちょっと1桁台に絞り込んだ方がいいと思いますよ。</p>
<p>元島委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 先程、中間報告という話に関連して、中間報告を是非して、奈良市内全員の共有する、ある意味では受益であり、リスクなんですから、その手段として、ホームページにもう一つ市民だよりも利用して、紙ベースで。全員がリスクを享受するという意味で、委員長以下で中間報告きっちりして、徐々に認識してもらおうのも大事やと思うんです。
<p>郡寫委員長</p> <p>A 委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中間報告については反対意見はないみたいですので、作業したいと思います。中間報告の前に中身をどうするかっていうのが重要な話になります。 ● 今日頂いた資料の中の10ヘクタールの根拠の中にリサイクルと、そこに関連する啓発施設とか、むしろ工場より離して、道路挟んで離れた方がいいような施設が4分の1位面積的にある訳です。だから、10ヘクタール、丸々1団地でという話は、僕は必要ないと思います。むしろ道路挟んで、反対側に、そういう施設を配置するというの方が、大事じゃないかと思います。それから、保安林解除というのは、どういう保安林なのか、もう一度あらって頂く必要があると思います。 <p>それから⑥のところで保安林が公有地の中に重なってる訳ですね、市さん側の公社誘致として買収されたということは、どういう形で、調整されて取得されたのか。次回には、お教え頂きたいなということです。</p>
<p>郡寫委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● いくつかの絞って頂いた条件の中には、選定要件をある程度勘案していけば、もう少しとれるという、いくつかの条件を加えた上で、もう一回作業をして頂くというのが、重要なことだろうと思います。
<p>田中(啓)委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中間報告で地域を示すときに、ある程度1つのまとまりを示すという意味にたって、整理をし直した場合に、例えば①の場合、①-2というのが1つ

郡寫委員長	<p>残ってくる。③に行きますと、③-3と③-4というのは、一体のものとしてね、ひとつの区域として提出することも可能だと思うんです。⑤に移ったときに一つのまとまりとして、⑤-4と⑤-5をとらえていって、それと⑤-1と⑤-2も、カットすべきかどうか検討が必要なことも含めて、一つの単体として、そして、⑥以下になりますと、全部これはこの一つの地域になると思うんです。結局は、10地域になると思うんです。今の10地域位のところを、中間報告として、ざっくり出すというのも一つだと思いますけど。</p>
事務局(吉住)	<ul style="list-style-type: none"> ● 大きくくくるという形で、田中委員がおっしゃった形での作業をして頂くと、だいたい10箇所の地域まで絞りこんだという形で中間報告の方へ出していくというのは、一つの名案だと思います。事務局、今までのご意見聞かれて、作業の可能性も含めて、できますでしょうか。
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 地図番号①番から⑤番については、今のご指摘のような形で絞りこんだらなど考えておりました。⑥番から⑧番、⑨番、⑩番、⑪番、⑫番については、あまりにも面積が広大すぎまして、候補地から削除するある程度の条件を設定して頂いて、絞りこんで頂く方が、ありがたいという考えは持っておりました。
事務局(吉住)	<ul style="list-style-type: none"> ● ②だけは7.74ヘクタールですから、あと2.5ヘクタール位は、この道路の境界をはずすと可能性ありますからね。 道路の境界挟んで、片方にリサイクル施設を設けたらというアイデアもありますから。選定するときに外さん方が、私はいいと思うんです。公平さを保つという意味でね。
郡寫委員長	<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクルセンターは、できるだけ一つの敷地内にあって隣り合わせに建物を建設した方が、収集とかりサイクルするにあたって、作業効率はいいかなという考えは持っています。 再度整理させて頂いて、残すような形にさせていただきます。
渡邊委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路を挟んでも、こっちに用地が確保できて、リサイクル施設ができるという形で、資料添付して頂いたらありがたいですね。ここでの作業の中では、理想的な場合を優先しながら、残して置くという形で作業させていただきます。
事務局(吉住)	<ul style="list-style-type: none"> ● 収集運搬のことについて、⑥～⑫の地区については、あまり有効ではないというお話だったと思うんですけども、この中間報告をしたあとで、やっぱり無理だよと、そうならないように。すなわち①～⑫までが、収集運搬のことを、この中から公平に選べるのか、⑥～⑫は、単なる見せかけで終わらないかという、心配をしております。収集運搬がどれだけ重みがあるのか、事務局から教えてもらいたい。 ● 収集運搬コストのみを最優先に考えて移転候補地を検討するのかどうかという問題が確かに出てこようかなと思います。二次選定で10箇所から15箇所位の候補地を決めて頂いて、現在の収集運搬コストの何倍までだった

郡寫委員長	<p>ら、行政が対応できるかというところまでは、検討していません。策定委員会の中で、検討頂けるかということで、今は明確にはお答えはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ⑫番まで一応検討する候補であるということ。それから二つ目には輸送コストが最終的な決定項目ではない。項目の中の一つだという形の中で、その許容範囲の中で選んでいくということですね。
事務局(吉住) 佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ● はい、そうです。 ● 第6回の11月28日の広域候補地の選定マップ案で、収集運搬コストからの、候補地の検討、素案における除外区域というので、灰色になってまして、その後先程のような議論もあって、取り敢えず⑬から⑰を一応外す形になりました。だから⑧から⑫はですね、一応この中に入れておいていいんじゃないでしょうか。
郡寫委員長	<ul style="list-style-type: none"> ● 皆さんの意見はだいたいそういうことだろうと思います。そこまでは入れて検討します。一つ事務局から提案されてますように、⑥から⑧⑨⑩⑪⑫があまりにも広すぎると、これを絞るための項目について、提案がございましたら、その点の提案についてお伺いしたいと思います。
山口委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 傾斜地の造成のことなんですけど、技術的にあきらかに造成が不可能な傾斜地というのは、もし判れば、色がつくかなあとと思うんですけども。それを分析するというのは、一つ検討材料になるのかなと思いました。
コンサル(館田)	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術的には、急傾斜だからという理由で単純に削除というのは非常に難しいと思います。ただ、切り崩していくスケジュールをいうと、それだけで5年、10年という歳月を要します。そういったことも踏まえていくと、2車線道路から、ある程度の範囲がやっぱり限界。やはり技術的には、物理的にできないというよりは、距離的に難しいと、そういった面からの削除はある程度できるとは思うんです。
森住委員 事務局(吉住)	<ul style="list-style-type: none"> ● 傾斜のゆるいところを取り敢えずそこを選んだらどうでしょうか。 ● 地図番号⑥番から以降の東側の部分につきましては、青色で表示させて頂いてます国道並びに県道の道路から、概ね500mのラインを入れさせて頂くのと、等高線が45°以上の厳しい等高線になれば、構造物設置しなければならないということで、あまり等高線の目が詰まってるところについては、事務局の方で、ある程度精査させて頂いて、急傾斜地の区域に入ってるのでこの区域は外してはどうですか、という整理を次回させて頂いて、ご提案させて頂いたらどうかなと考えます。
阪本委員	<ul style="list-style-type: none"> ● やはり、この地図で眺めてても、中々判らないですね。日程を、調整してでも、現地を実際見て目の当たりにすれば、もう少し実態を掴んだ議論もできようかと思うんです。
郡寫委員長	<ul style="list-style-type: none"> ● 中間報告に向けて、最終的な候補地として、こういう条件の元に、こういう形を候補地として選択したという形が明確に、確認できるような形で、今日の追加事項も含めて、よろしくお伺いしたいと思います。

渡邊委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 中間報告の時に事務局の方に是非ともお願いしたいことが、中間発表するときに、収集運搬の部局の方と、また市長ですとか、そういったところに十分に話を通しておいて頂きたいと思います。役所の中でもめだすのは非常に、外に対してみっともないので、そういうことないように、そういう心配している委員もいるってことで聞いておいて頂けたらと思います。
郡寫委員長	<ul style="list-style-type: none"> ● 2. 三次選定に係る評価項目案までは、皆さん方に、ご相談を今日申し上げてということにして、追加項目、あるいはこれはいらぬんじゃないかとかですね、色々なものを提示頂けたらと思います。
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価項目の表現だと反対したところが得になりますから、非常に合意形成がかえって難しくなる。誘致地区の方が多い場合は、これでいいんですけどね。その意味でこの表現は、非常に考えて書かないと暗礁に乗り上げる恐れがありますから。是非考えて頂きたいと思います。
三浦委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 三次選定の中でコストのところでは土地の購入にかかるコストが入っていないのと、用地の形状によっては、当然造成にかかるコストがある訳ですから、この辺も一応考えて頂いたらと思うんですが。
事務局(吉住)	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地の購入コストについては、路線価を参考に概ねの単価を出し、造成コストについては、平地、緩やかな傾斜地、急傾斜地でどれ位という、3パターン位で、造成費、概算になるかと思えますけれども、対応させて頂きたいと思えます。
阪本委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 私は、清掃工場を建設することに付随して、地元地域の皆さんに還元できるという、プラス面も積極的にPRすべきじゃないかと考えます。
郡寫委員長	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元還元施設については、全国的に調べて頂いて、こういう地域においては、こういう施設が運営されてますよというような、他地域における事例を少し調べておいて頂けたらと思います。 <p>この評価項目は評価しながら、さらに追加を、今回のように、作業を三次選定の中でやらせて頂いてと思います。</p> <p>先程申しましたように第1点目は第2次選定用の今日のご意見を踏まえた上で、最終的にどういう観点から評価して、こういう地域に絞り込んだという中間報告をしていくための案を提示して頂けたらと思います。第2点目は、先進地域の視察に変えて、案の中で絞られたものを、どういう形で、委員会で見に行くかということについて、次回お話を皆さん方に頂きたいと思えます。我々が色々なデータによって選んできた作業を現地に行ってみながら実感し、建設が可能かどうか、皆さん方のご意見を頂くという形にしたいと思えます。それをいつやるかですね。</p>
佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 実は、公害調停申請人の会の皆さん方とは、次回までに見に行こうというふうに考えてるんです。いずれにしろ用地選定、最重要と言っていいと思うんです。非常に難しい問題ですから、委員の皆さんが足を實際運ぶこと大事だと思うので、可能な限り対応して頂ければと思うのです。

郡寫委員長	● 日程については事務局へ任せます。2回か3回のチャンスを与えて頂いて、あまり多くなると配慮しなくちゃいけないかもしれません。
元島委員	● 公害調停の会が率先して行かれるんじゃないじゃなくて、私どもの会が中立の会で、独自に選定して、位置付け真剣に考えようという会ですので、この会の人間が中心になって。
郡寫委員長	● この委員会での委員の合意を得るためのものです、そこは確認をさせて頂きたいと思います。
阪本委員	● 日程を組んで頂けるのであれば、次回が5月の末に予定されておったと思いますから、それまでに実施して頂く方がありがたいと思います。
郡寫委員長	● 基本的に4月に1回、5月の連休明けに1回位という形の最低2回で、あとは事務局にお任せします。
事務局(吉住)	● 事務局で日にち設定させて頂いて、各委員の皆様に参加希望のご案内を送らせて頂きます。
三浦委員	● 前回も私申し上げたんですが、今まで、進んできた策定委員会の結果というのは、委員が共通認識をもって、やはり人と話しするときに、それに尾ひれはひれつかないような形で、是非お願いしたいと思うのです。
郡寫委員長	● 是非とも、委員会でのご意見は、決定されてない事項まで、決定事項みたいな形で説明されてきますと、委員会そのものが成り立なくなる可能性がございますので、よろしくご配慮を。傍聴席の皆さん方もよろしくご配慮をお願いしたいと思います。
事務局(吉住)	● 中間報告ということですので、1回から8回までの、概要版を積み上げて、次回提案させて頂きます。二次選定の条件が、最終版になって、現在ここまで来ているという形の中間報告の整理を考えておりますので、それを次回出来る限り、提案させて頂いて、委員会で修正を受けて、皆さんの合意の元に、委員長から奈良市あてに報告という対応を頂けたらと考えております。
郡寫委員長	● 特に、中間報告は、今度は外に出ていきますので、誤解を招くような形で出してしまうと、何もなりませんので、そういう目で、ご発言頂いて、特に文言等の表現等につきまして、是非とも精査をして頂けたらと思います。
郡寫委員長	3. 次回の開催日程 <p>次回は、5月24日の6時から。</p> <p>次々回の委員会は、7月23日月曜日の6時からということで、開催させて頂きます。よろしくお願いしたいと思います。</p>

【決定事項】

- * 狭域候補地の調査検討項目について、以下の関係資料を作成し次回提案する。
 - ・ 候補地周辺の空地状況を再度調査し、候補地の区域が拡大できるか確認。
 - ・ 国道・県道・都市計画道路等で、2車線以上の幹線道路より500メートル以内の範囲を、移転候補地とした資料。
 - ・ 現況勾配が急傾斜地であり、敷地造成が不可能と考えられる区域を調査する。
- * 狭域候補地選定（二次選定）を終えた時点で、中間報告として取りまとめ、市に報告する。
- * 移転候補地選定に伴い、候補地の現状を把握するため、次回の策定委員会までに委員による現地確認を行う。（日程については、4月末に1回、5月の連休明けに1回位とする。）